

職員陳述調書

事件番号	白監第22号住民監査請求（白子町長林和雄氏に関する措置請求） 令和3年2月26日受理
日時	令和3年4月13日（火）午前10時～午前10時20分
場所	白子町役場2階 第2会議室
出席者	監査委員 前田 一郎
	総務課長 [REDACTED] 総務課主幹 [REDACTED]
	税務課長 [REDACTED]
	産業課長 [REDACTED]
	事務局 大矢 務
発言内容（記録）	
別紙 発言記録書のとおり	
作成者	白子町監査委員事務局 大矢 務 

○事務局長 皆さんこんにちは。

ただいまより令和3年2月26日に受理しました白子町職員措置請求書、白子町長林和雄氏に関する措置請求に記載された内容について、町職員から意見を聴取するための職員陳述を行います。

ここからの進行につきましては、前田監査委員が執り行います。よろしくお願いいたします。

○前田監査委員 それこそ、改めまして皆さんこんにちは。前田でございます。

じゃ、座ってひとつ進めさせていただきたいと思います。

それこそ、ただいま事務局から説明がありましたけれども、去る2月26日に請求人〇〇〇〇氏から白子町職員措置請求書、白子町長林和雄氏に関する措置請求が提出され、これを受理したところであります。

監査の期限も迫ってまいりましたが、町当局から提出されました資料等について、職員のご意見をお聞かせ願いたいと思っております。

質疑応答の形式で進めさせていただきたいと思いますので、私のほう、監査委員のほうから質問事項に対しましてお答えをしていただきたいと思います。特に述べておきたいことがある場合は、最後にその時間を用意してありますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の職員陳述の発言内容は、正確を期するため録音し、調書として整理されますので、ご了承ください。

それでは、早速でございますが、始めさせていただきます。

まず最初に、農政課に、産業課に関して、ちょっとお聞きをさせていただきたいと思えます。

まず1点目といたしまして、農事組合法人の1号法人ということで、農業生産を行わず所得がないため、減価償却費を計上していないということですが、昭和50年当時、この判断に至った根拠は何か。また、農家の人が自らこうした結論を導けないのではないか。それについてお答え願いたいと思います。

では、よろしくお願いします。

○〇〇産業課長 産業課の〇〇〇〇です。よろしくお願いします。

今のご質問ですけど、私のほうで把握している中では、平成元年と平成5年の次の法人です。私どもで、そのとき私も産業課に在職しておりましたので、そのときの状況ですけども、やはりこの今の質問事項にあるように、1号法人ということで施設の所有のみという

ことで、法人についてはその所得、直接農業生産を行わないということから、減価償却を計上していなかったということですが、平成元年のときもそういう認識で事業のほうを進めておりましたので、何ていうんですかね、その昭和55年の当時の根拠とは何かというのは、ちょっと資料等も今ありませんので、明確にこうこうこういう理由でということはお伝えできないんですけれども、その後の事業のときも、その後の事業もそういう事業、認識でやっておりましたので、昭和55年のときもそういう認識であったというふうに私どもでは解釈しております。

以上で、はい。

○前田監査委員　じゃ、それこそ55年のときの書類というのは、もう今から何十年という前だから、それらしきものは全くないということであるから、で、平成元年とですね、平成5年にまあ新しくこう2つできたんですけれども、そのときの考え方とすれば、前回というか、55年のときにそんな形でやっていたというような、まあ根拠はないんでしょうけれども。

○産業課長　はい。

○前田監査委員　その辺のところで、それに準じてやったというようなイメージでいいんですか。

○産業課長　そうですね。はい。

○前田監査委員　あと、これは先ほども言ったから、農家の人は自分から結論づけることができなかったと思うんですけど、その辺のところも全く資料としては存在しないから分からないというのは事実ですか。

○産業課長　そうですね。基本的にもう40年前の資料ですので、書類等は一切残っておりません。で、そういった根拠ということの明確な資料はないんですけど、私どももそうやって1号法人であるんで、生産を行っていないので、基本的に一般でいう、個人でいう確定申告の中での減価償却をしておりません。その申告の対象ではなかったものですから、そういう認識で事業を進めておりました。

○前田監査委員　あと、昭和55年ということになると、要するに今回の請求人から出されています。〇〇〇〇さんのことだと思うんですけども、そのときに何かその請求人から来ているのは、まあ農家と町が密約したんじゃないかというような形の発言がまあ出てたんですけれども、それというのは皆さん、この監査があつてから分かったというふうなイメージですか。

○産業課長　そうですね。私どももその監査の中でそのようなことを初めて聞きました。

○前田監査委員　じゃ、そのような密約みたいなイメージというようなことで依頼主の人は書

いてきているんですけども、その中の資料というのは全くないというのは事実でよろしいんでしょうか。その当時の資料というのは。もう40年だから破棄してしまったの。

○産業課長 そうですね。ああ、すみません、書類全てがないということで、その根拠資料がないということじゃなくて、その事業、当時の事業の書類が全てないんです。はい。

○前田監査委員 ああ。ということは、もう調査のしようがないということですね。

○産業課長 はい。

○前田監査委員 あと、さんがこういう聞いたという形でですね、さんという方がいろいろ書いたものが上がってきているんですけども、その中にいろんなこと書いてあって、それが林町長自体もそういうのも知っていたのかとかという話もあるんですけども、その辺は、まだそのときは林町長、議員さん、じゃなくて町長ではなかったと思うんですけども、そんな話、町長なんかも知っていたんでしょうかね。

まあ、分からないかな。町長のことじゃないから、町長じゃないから分かんないかもしれないけども、その辺は。

○総務課長 じゃ、私のほうから。私、この4月から総務課長なんで、その3月時点のいきさつについては、ちょっと存じないというところなんですけども、ただ、4月の5日の日に、うちのほうの主幹のほうから流れを報告されておりまして、その中で、3月24日の日に、3月22日に受理した追加資料の中に、そのさんの件があつて、町長にそれを確認したということで、それで、町長もまあそのさんの発言した内容については一切知らなかったということで話がありましたという報告を受けております。

○前田監査委員 じゃ、町長は知らなかったということですね。

○総務課長 はい。

○前田監査委員 なるほど。

じゃ、次にですね、今度は税務課のほうにちょっと聞きたいんですけども、まず、ガラス温室ハウスですね、固定資産課税上ですね、償却資産と認定すべき根拠は何でしょうかということなんですけども、よろしくお願いします。

○税務課長 はい。税務課のと申します。よろしくお願いいたします。

根拠としましては、土地家屋調査士の意見や県内市町村の実態、また他県の規定などの状況を総合的に勘案しまして、償却資産税として取り扱い、課税をすることといたしました。

○前田監査委員 じゃですね、今回3法人から償却資産申告というか、要するに確定申告するときに、そういう書類というのは提出されたんでしょうか。

○**税務課長** はい。提出の申告の依頼をいたしまして、提出はされています。

○**前田監査委員** されています。

○**税務課長** はい。

○**前田監査委員** はい。されていたということですね。はい。

資料で、何か3月30日付でその3法人に対しまして、償却資産課税台帳に登録しまして、納税通知書を発送というか、送付したということを聞いていますけども、まあその辺がもう3月というよりも、まあ昔の話だったんですが、その当時の職権を発動すればもっと早くできたんじゃないかというようなちょっと疑問が出てくるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○**税務課長** はい。税務課におきましては、地方税法にのっとりまして、既に固定資産の申告は促しております。それとともに、徴税吏員との固定資産税に関する調査、まあ質問調査権の行使はいたしております。本年3月22日までには37名に対しまして、1,000万強の償却資産税の過年度の随時賦課を行っております。

ただし、令和2年の第3回の定例会で東海林議員の一般質問を受けまして、その直後から調査を進めておりました。

ただ、その調査に当たりましては、過去のことでありまして、年数が経過しているということで、なかなか文書の廃棄等も行っておりまして、また関係者の高齢化等もある関係で、時間を非常に要しておりました。

その結果、農事組合法人による事実、まあ誤認ということに伴いまして、課税をしなければいけないということが把握したことによりまして、3月30日付で償却資産台帳に登録しまして、賦課を行ったという次第でございます。

○**前田監査委員** じゃ、取りあえずその3法人だけにやったってイメージじゃなくて、もっとさっき言っていたのは違うところもやったということですか。

○**税務課長** はい。

○**前田監査委員** 送付だけでなく、今までやってなかったけども、全てやり始めたよということよろしいんですか。

○**税務課長** はい。固定資産税につきましては現地確認、また質問調査権を発動しておりますので、それが全てと言われますとあれですけども、粛々と進めており、現在に至っております。

○**前田監査委員** 今後ですけども、まあ町内は農業振興というイメージで結構ハウスをやっ

いるんですけども、その辺のところをまず数多くあると思うんですけども、町としては肅々とやってという話があるんですけども、そういう結論でよろしいのでしょうか。要するに、今後どうやっていくのかなというのは。

○**税務課長** はい。農業に関わらず、事業者全員が申告をしなければいけないという償却資産税でございますので、早急に人員も、税務課の人員も限りがございますが、まずは申告、賦課方式ですので、そちらのほうは周知と同時に、課税客体の把握、で、賦課に向けて早急に行っていきたいと思っております。

○**前田監査委員** 一応うちのほうから聞きたかったのは大体そんなところなんですけども、まあ、そうですね、まあ40年という年数の前の話とか、なかなかできなかったんでしょうけども、その辺何か。

あとはね、あとは先ほど言ったけど、密約はないということで、そういう書類もないということで話は聞きましたので、ほかに何か。

じゃ、一応今回の中身はただいまお聞きいたしましたけども、まあこの際ですから、何か特別に何か申しておきたいとかということがありましたら、ちょっとお願いしたいと思いますが。よろしいですか。

○**産業課長** 先ほどちょっと、の質問ですけど、55年当時のことということで、40年前の資料だから今現在ないんですけど、監査請求が出る前に東海林議員さんのほうから、3月議会での前で、私のほうに聞かれたときの資料が、今回の住民監査請求の中の添付資料ということでたしかあると思うんですけど、そのときにもお答えさせていただいたんですけど、1号法人ということで、法人税申告のみをするという1号法人でありますので、で、生産者はそれぞれのハウス、施設の利用料を法人のほうに納めて、で、あくまでも、何というんですか、その生産者も法人への利用料として納めていますんで、で、法人はあくまでもその利用料がないもの、収入がないものですから、減価償却をしていないという。で、個人も利用料で減価償却をしていなかったものですから、そういう認識でお答えさせていただいたということで、そういう認識を東海林議員の質問でもお答えさせてもらっていますので、そういう認識でずっといたということです。

○**前田監査委員** 追加の中で、そういう話も出ていて、東海林さんから。

○**産業課長** 2月、日付は忘れたんですけど、3月議会の前ですので、2月だったと思うんですけど、はい。住民監査請求が出る前だったと思うんですけど、はい。

○**前田監査委員** うん。だから、2月25日だということで話が合ったみたいで。

○産業課長 25ですか。

○前田監査委員 うん。

○産業課長 はい。そのときにも、そのようなことをお答えさせてもらっておりますので、
はい。なので、そういう認識でずっといましたということです。

○前田監査委員 じゃ、まあ東海林さんの考え方ですと、私はそれに対して支出等の何々って
書いてあって、それはおかしいんじゃないかという言い方はしていますのでね。

○産業課長 はい。

○前田監査委員 あとはあれかな、あんまりあれか。

ほかに何かありますか。いいですか。

○前田監査委員 じゃ、ほかに何かありませんか。

○事務局長 はい。特にあれば発言をお願いいたします。

○前田監査委員 よろしいですか。

じゃ、何もないようでございますので、じゃ、以上で職員の陳述を終了させていただきたい
と思います。お疲れさまでございました。

○事務局長 どうもありがとうございました。